
第11次

田原市交通安全計画



田 原 市

はじめに

自動車が生活必需品として普及した昭和30年代から、半世紀以上が経過しました。私たちの自動車交通への依存は、年を追うごとに高まり、人々の暮らしを豊かにする一方、負の側面として、交通事故が深刻な社会問題となっています。

そうした背景の中、田原市では、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年に第1次計画を策定以来、これまで10次にわたりて交通安全計画を策定し、交通事故への対策を講じてきました。

近年、田原市における交通事故の死傷者数は、年々減少傾向にあります。令和元年には、年間死者数が0人となり、「交通事故による年間死者数ゼロを目指す」という目標を達成することができました。

この第11次田原市交通安全計画は、これまでの交通安全対策を踏まえ、また、田原市交通安全条例及び愛知県交通安全計画に準じて、令和7年度までに講じるべき交通安全施策を定めたものです。

田原市では、本計画に基づき、市民、事業者、交通安全関係団体、地域コミュニティ、学校、警察署、行政などが一体となって、人命尊重の理念に基づいた交通安全対策を推進し、交通事故のない「みんなで支えあう暮らしやすいまち」の実現を目指します。

目 次

第1章 基本構想.....	1
1 計画の基本方針	
2 計画の期間	
第2章 道路交通の安全.....	3
第1節 道路交通の現状・推移.....	3
1 交通事故の発生状況	
2 道路交通情勢の推移	
第2節 道路交通の安全についての対策.....	6
1 交通安全対策を考える視点	
2 交通安全計画における目標の設定	
第3章 講じようとする施策（交通安全の取組）.....	10
第1節 道路交通環境の整備.....	10
1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	
2 幹線道路における交通安全対策の推進	
3 交通安全施設等整備事業の推進	
4 高齢者等の移動手段の確保・充実	
5 効果的な交通規制の推進	
6 自転車利用環境の総合的整備	
7 交通需要マネジメントの推進	
8 災害に備えた道路交通環境の整備	
9 総合的な駐車対策の推進	
10 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	
第2節 交通安全思想の普及徹底.....	19
1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	

2 効果的な交通安全教育の推進	
3 交通安全に関する普及啓発活動の推進	
4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	
5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	
第3節 安全運転の確保	29
1 安全運転等の充実	
2 安全運転管理の推進	
3 道路交通に関する情報の充実	
第4節 車両の安全性の確保	31
1 自転車の安全性の確保	
第5節 道路交通秩序の維持	31
1 交通の指導取締りの強化等	
2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進	
3 暴走族対策の推進	
第6節 救助・救急活動の充実	33
1 救助・救急体制の整備	
第7節 被害者支援の充実と推進	34
1 交通事故相談アドバイザー等による交通事故相談活動の推進	
2 交通事故被害者支援の充実と推進	
第8節 調査研究活動の活用	35
1 交通事故調査研究データの活用及び情報提供による市民の意識高揚	
第9節 踏切道における交通の安全	35
1 踏切道の交通安全対策の推進	
2 踏切道交通の安全に関する知識の普及	
第4章 推進体制	37
1 関係機関の推進体制	
2 市の推進体制	
資料編	40

第1章 基本構想

1 計画の基本方針

渥美半島のほぼ全域を市域とする本市は、観光地として、また農業・工業などの産業の盛んな地域として、市内外からの流入人口は多いが、人口当たりの交通事故発生率は、愛知県内ではやや低い水準で推移している。

しかし、事故件数当たりの死亡事故発生率は、愛知県内でも高い水準にあり、「交通事故発生件数は少ないが、死亡事故に至りやすい」地域であるといえる。

一方、国内の各自治体同様、田原市でも本格的な人口減少と超高齢社会の到来を迎え、高齢化の進展への適切な対処とともに、子育てを応援する社会の実現が強く要請されている。また、田原市においては、子供や高齢者が関係する交通事故の割合が愛知県全体に比べ高く、時代のニーズに応えるとともに、本市の交通事故状況にあった交通安全対策が一層求められている。

真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、その前提として、市民全ての願いである安全で安心して暮らせる社会を実現することが極めて重要である。

交通事故により毎年多くの方が被害に遭われていることを考えると、交通安全の確保は、安全で安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であるといえる。

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な課題や制約が生じているほか、市民のライフスタイルや交通行動への影響も認められることから、交通事故発生状況や事故防止対策への影響を、本計画期間を通じて注視するとともに、必要な対策に臨機に着手する。

人命尊重の理念に基づき、また、交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失を勘案し、究極的には交通事故のない社会を目指すために、田原市総合計画及び田原市交通安全条例に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの責務を自覚し、交通事故のない社会を目指すため、次の基本方針に基づいて第11次田原市交通安全計画を策定する。

■基本方針 1

「人命尊重の理念に基づいた人優先の交通安全思想の推進」

成熟した社会においては、弱い立場にある者への配慮や思いやりが存在しなければならない。

「人優先」の交通安全思想を基本とし、自動車と比較して弱い立場にある歩行者、高齢者、障がい者、子供等への安全の確保を推進する。



■基本方針 2

「高齢化が進展しても安全に安心して暮らせる社会の構築」

高齢歩行者の交通事故とともに、高齢運転者による事故は、喫緊の課題であるため、高齢者の安全運転及び交通事故対策を推進し、高齢になっても安全に移動できる社会、年齢や障害の有無等に関わりなく安全に安心して暮らせる「共生社会」を目指す。

■基本方針 3

「交通社会を構成する三要素の効果的総合的施策の推進」

交通社会を構成する「人間」、「交通機関(車両等)」、「交通環境」の三要素について、それら相互の関連を考慮しながら、適切かつ効果的な施策を推進する。

交通社会の三要素	施 策
1 人間に係る安全対策	(1) 交通機関（車両等）の安全な運転確保 (a) 運転者の知識・技能の向上 (b) 交通安全意識の徹底 (c) 指導・取締りの強化 (d) 運転管理の改善、労働条件の適正化 (2) 歩行者等の交通安全意識の向上、指導強化 (3) 交通安全教育や啓発活動の充実
2 交通機関に係る安全対策	(1) 構造、設備、装置等の安全性の向上 (2) 必要な検査等を実施できる体制の充実
3 交通環境に係る安全対策	(1) 機能分担された道路網の整備 (2) 交通安全施設等の整備(特に歩道の積極的整備) (3) 効果的な交通規制の推進 (4) 交通に関する情報の提供の充実 (5) 人間、自動車、鉄道などが混在した交通空間での接触の危険を排除する施策の充実 (6) 迅速な救助・救急活動の充実、負傷者の治療の充実等

2 計画の期間

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から7年度までの5年間に講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

第2章 道路交通の安全

第1節 道路交通の現状・推移

1 交通事故の発生状況

(1) 交通事故死傷者の状況

田原市における交通事故の死傷者数は、年々減少傾向にあり、令和2年には174人まで減少した。年間死者数は令和元年には0人で交通安全計画における目標を達成したが、他の年は年間3人程度を推移している状況である。

年齢別では、一般（25歳～64歳）が約6割で、全国的にも問題となっている高齢者の死傷者数は、本市では全体の18%前後を推移する状況となっている。

種類	年次	交通(人身)事故発生件数					単位:件、人
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
人身事故件数	225	200	195	153	131		
	死者数	3	2	5	0	3	
	(高齢者)	(3)	(1)	(4)	(0)	(1)	
	重傷者数	8	8	7	7	4	
	軽傷者数	290	249	235	206	167	
	計	301	259	247	213	174	

資料:交通安全統計

種類	年次	年齢別死傷者数					単位:人
		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	
子供（～15歳）	30	18	23	22	20		
子供の占める割合(%)	(10.0%)	(6.9%)	(9.3%)	(10.3%)	(11.5%)		
若者(16～24歳)	51	39	38	29	23		
一般(25歳～64歳)	159	164	132	126	103		
高齢者(65歳～)	61	38	54	36	28		
高齢者の占める割合(%)	(20.3%)	(14.7%)	(21.9%)	(16.9%)	(16.1%)		
計	301	259	247	213	174		

資料:交通安全統計

(2) 交通事故発生状況

道路形状別では、单路での事故件数と、交差点及び交差点付近での事故件数が全体をおよそ二分している状況が続いている。

事故類型別では、自動車相互の事故件数が最も多く、全体の過半を占める状況が続いている。また、本市の人身事故の特徴として、追突と出会い頭の事故が発生件数の約7割近くを占めていることがあげられる。これらの事故が起こりやすい、交差点での事故対策の推進が求められる。

道路形状別人身事故発生件数 単位:件

年次 種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
大交差点	0	0	4	1	1
中交差点	47	39	55	35	33
小交差点	24	15	19	17	7
交差点付近	26	17	9	12	2
単路	113	113	101	78	82
踏み切り(市内12箇所)	0	1	0	0	0
その他	15	15	7	10	6
計	225	200	195	153	131

資料:交通安全統計

※ 大交差点：交差する道路幅員がそれぞれ 13m 以上

中交差点：交差道路の狭い方の道路幅員が 5.5m 以上 13m 未満

小交差点：交差道路の狭い方の道路幅員が 5.5m 未満

事故類型別人身事故発生件数(I) 単位:件

年次 種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
人対車両	21	17	21	14	11
自転車対車両	18	17	21	19	18
二輪車対車両	13	19	12	15	6
自動車相互	160	136	130	101	90
車両単独	13	10	11	4	6
踏み切り(市内12箇所)	0	1	0	0	0
計	225	200	195	153	131

資料:交通安全統計

事故類型別人身事故発生件数(II) 単位:件

年次 種類	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
追突	99	90	80	70	59
出会い頭	48	47	53	34	28
単独	13	10	11	4	6
右左折	10	6	10	9	9
正面衝突	10	7	7	4	5
横断中	12	8	14	8	8
その他	33	32	20	24	16
計	225	200	195	153	131

資料:田原警察署統計

2 道路交通情勢の推移

(1) 運転免許保有者数

田原市内の運転免許保有者数は、人口減少に伴い年々減少しているが、運転免許保有率は、86%台を推移している状況である。

運転免許保有人口		12月28日時点 単位:人			
区分	年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
保有者数(男性)		25,051	24,762	24,587	24,338
保有者数(女性)		21,052	20,963	20,809	20,695
計		46,103	45,725	45,396	45,033
16歳以上の保有率(%)		(86.8%)	(86.6%)	(86.6%)	(86.5%)

資料:交通安全統計

(2) 車両保有台数

田原市内の登録自動車保有台数は、平成28年に63,321台であったのが、令和2年には61,956台と、年々減少している。

本市の特徴として、軽自動車の占める割合が高いことがあげられる。車両のコンパクトさや経済的な理由から、保有台数が多いと推測される。軽自動車規格は普通車に比べて小さく、事故が起こった際の人的被害が大きくなる傾向があるため、注意が必要な状況といえる。

登録自動車保有台数		3月31日時点 単位:台			
区分	年次	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
普通貨物		2,477	2,428	2,343	2,296
小型貨物		5,508	5,381	5,233	5,117
被けん引車		191	181	158	154
乗合		208	203	202	201
普通乗用		12,105	12,235	12,446	12,545
小型乗用		13,592	13,474	13,190	12,786
特殊車		1,375	1,375	1,366	1,363
小型二輪車		1,044	1,043	1,058	1,111
軽自動車		26,821	26,858	26,899	27,086
計		63,321	63,178	62,895	62,659
					61,956

資料:交通安全統計

第2節 道路交通の安全についての対策

1 交通安全対策を考える視点

交通事故の発生件数、交通事故による死傷者数が減少していることを鑑みると、これまでの交通安全計画に基づいて実施してきた対策には、一定の効果があったものと考えられる。

一方で、依然として、65歳以上の高齢者の死者数は、全死者数の6割を超えており、単路における人身事故件数は、全人身事故件数の5割を超えている。

近年では、「あおり運転」や「ながらスマホ」が引き起こす事故の重大性、危険性が指摘されるなど、交通事故の起因となる要素は年々変化している。

また、田原市においては、太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されたことにより、田原市を訪れる自転車利用者の増加が想定される。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢の変化等に柔軟に対応するとともに、交通事故に関する情報の収集・分析を充実し、より効果的かつ有効と見込まれる対策を推進する。

具体的には、関係する機関・団体が緊密な連携の下に、

- ① 道路交通環境の整備
- ② 交通安全思想の普及徹底
- ③ 安全運転の確保
- ④ 車両の安全性の確保
- ⑤ 道路交通秩序の維持
- ⑥ 救助・救急活動の充実
- ⑦ 被害者支援の充実と推進
- ⑧ 研究開発及び調査研究の充実

といった視点から交通安全対策を立案するものとし、特に本市においては、次にあげる5つの重点項目をもって交通安全対策の実施を図るものとする。



■交通安全対策の5つの重点

重点1 高齢者及び子供の安全確保

(1) 高齢化社会に対応した交通社会の形成が必要であり、高齢者の特性を理解し、高齢者が事故に遭わないような総合的な交通安全対策を推進する。

- (2) 高齢者が、歩行及び自転車を交通手段として利用する場合と、自動車を運転する場合の相違に着目し、交通安全対策を推進する。そのため、バリアフリー化など交通事故が起こりにくい道路交通環境の整備を図る一方、高齢者が日常的に利用する機会の多い医療機関や福祉施設等との連携、そして利用しやすい公共交通の整備促進を行い、交通安全教育も含めた高齢者交通事故対策を推進する。
- (3) 安心して子供を産み、育てることができる社会の実現のため、次代を担う子供の安全を確保する観点から、通学路等の子供が移動する経路において、横断歩道の設置や適切な管理、歩道の整備等の安全な歩行空間の整備を積極的に推進する。

重点2 歩行者・自転車の安全確保

- (1) 自動車と比べて弱い立場の歩行者の安全確保が必要不可欠である。人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等において、歩道の整備等による安全な歩行空間の確保を推進する。
- (2) 横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者に対しては、横断歩道に関するルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知し、運転者の遵法意識の向上を図るとともに、歩行者に対しては、道路は安全に横断できる場所で渡ること、信号に従うことといった交通ルールの周知を図り、歩行者が自らの安全を守るための行動を促す交通安全教育等を推進する。
- (3) 自転車は、被害者ばかりでなく、加害者になる場合があるため、ヘルメットの着用、自転車の点検・整備、損害賠償責任保険等への加入の促進等の対策を推進する。
- (4) 太平洋岸自転車道がナショナルサイクルルートに指定されたことを踏まえ、「田原市自転車活用推進計画」に基づき、自動車・歩行者と自転車利用者の共存を図ることができるよう、自転車の通行空間の確保を積極的に推進する。
- (5) 自転車利用者のマナーを高めるため、多様化する自転車利用の背景を踏まえながら、利用のルール等に関する交通安全教育の充実を図る。

重点3 生活道路及び幹線道路における安全確保

- (1) 生活道路における自動車の速度抑制を図るために道路交通環境の整備、交通指導取締りの強化等の対策を講じる。
- (2) 田原市においては、幹線道路を生活道路の一部とするなど、多様な道路利用者が混在することを認識し、幹線道路を走行すべき自動車の生活道路への流入防止や、歩行者の安全な幹線道路利用の促進等、総合的な対策を推進する。

- (3) 幹線道路対策は、事故発生の危険性が高い区間を明確にし、道路状況に合った効果的な道路整備対策の立案、交通安全対策の向上を図る。
- (4) 交通事故の多くが交差点で発生していることを踏まえ、交差点での安全対策のため、交差点事故の特徴や危険性などを広く周知するとともに、交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

重点4 交通安全思想の普及と交通安全教育の推進

- (1) 交通安全思想の普及にあっては、人優先の交通安全思想の下、高齢者・障がい者等の交通弱者に関する知識の醸成を図るとともに、道路利用者同士が互いに配慮する「思いやりの心」を育むことが重要である。また、交通事故被害者等の痛みを思いやり、交通事故の被害者にも加害者にもならないという意識も高めていかなければならない。
このため、行政、市民、事業者が一体となって交通安全教育の推進を図り、交通ルールに習熟していない子供から加齢に伴う身体機能の変化が表れる高齢者まで、また運転技術が成熟したドライバーから運転経験のない歩行者まで、心身の発達段階やライフステージ、交通ルールの習熟度に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行っていく。
- (2) 子供の交通安全教育にあっては、子供だけでなく親も交えて、共に交通安全意識を高くもち、交通ルールに習熟できるよう取り組む。
- (3) 飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識し、家庭、地域社会、事業所等において飲酒運転の根絶の推進と、その思想の徹底を図る。
- (4) スマートフォンを操作しながら運転する「ながら運転」や他の車両の通行を妨害する「あおり運転」は、重大な事故につながるおそれがあるため、これらの根絶に向けた交通安全意識の向上を図る。
- (5) シートベルトの全席着用及びチャイルドシート使用の重要性を認識し、家庭、地域社会、事業所等において後部座席を含めたシートベルト着用及びチャイルドシートの使用を推進する。
- (6) 安全運転管理者による、事業所の自主的な安全運転管理の活発化、危険運転の防止を推進する。

重点5 地域が一体となった交通安全対策の推進

- (1) 高齢化の一層の進展等に伴う地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえつつ、関係団体、住民等の協働により、地域に根差した交通安全の課題解決に取り組んでいくことが一層重要である。地域住民の交通安全対策への関心を高め、交通事故の発生状況等、事故特性に応じた対策を実施していくため、交通事故情報の提供に一層努める。

(2) 地域の交通安全ボランティア団体等が継続的に活動できるよう、また、地域住民が交通安全対策について自らの問題として関心を高められるよう、交通安全活動の啓発等、ボランティア団体等の支援を行う。

2 交通安全計画における目標の設定

目標 交通事故による年間死者数ゼロを目指す

死者数・…交通事故 24時間以内の死者数

安全な田原市の実現を目指し交通安全対策を推進し、交通事故を減少させ、年間死者数ゼロを目指す。



第3章 講じようとする施策(交通安全の取組)

第1節 道路交通環境の整備

1 生活道路等における 人優先の安全・安心な歩行空間の整備

(1) 生活道路等における交通安全対策の推進

◆子供や高齢者等が安心して通行できる道路空間の確保

- (a) 人優先の考え方の下、通学路、生活道路、市街地の幹線道路等における歩道の整備等により安全な歩行空間の確保を一層積極的に進めるなど、歩行者の安全確保を図る。
- (b) 公安委員会と道路管理者が連携して、歩道や自転車通行空間の整備、車両速度の抑制、徹底した通過交通の抑制等の総合的な事故抑止対策の実施に取り組む。
- (c) 実施にあたっては、地域住民の合意形成に努め、地域の実情を踏まえて取り組む。

(2) 通学路等の歩道整備等の推進

◆児童、生徒等の通行の安全を確保

- (a) 通学路の歩道や自転車通行空間の整備、路肩のカラー舗装や防護柵設置、通学時間帯の自動車通行規制等により安全な歩行空間の創出を推進する。
- (b) 通学路の見直しや安全点検は、「田原市通学路交通安全プログラム」に基づき、道路管理者、学校、警察、地域コミュニティ協議会等が連携して実施し、安全対策の推進について警察、田原市に提案する。

(3) 高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

- (a) 公共施設、公共交通機関との連携を図り、人にやさしいまちづくりに関する整備方針に基づいたバリアフリー化を推進する。
- (b) 段差、傾斜・勾配の改善、視覚障がい者誘導ブロック、歩車分離式信号機等の積極的な整備を進める。



段差のない道路

- (c) 公共施設を中心に平坦性が確保された幅の広い歩道等を積極的に整備する。
- (d) 歩行者、自転車及び車椅子等利用者の安全で快適な通行を確保するため、歩道及び自転車通行空間の整備を実施する。

2 幹線道路における交通安全対策の推進

(1) 愛知県事故ゼロプラン(事故危険区間重点解消作戦)の推進

田原市には、愛知県事故ゼロプランにおける事故危険区間の該当区間はないが、新たに選定された場合には、愛知県事故ゼロプランの取組方針に従い、安全な道路整備に努める。

(2) 事故危険箇所対策の推進

- (a) 事故発生の可能性が大きい幹線道路、交差点等の危険箇所は、公安委員会と道路管理者が連携して、信号機の新設、道路標識の設置、歩道等の整備、交差点改良、道路照明の設置などを実施する。
- (b) 危険運転を抑制するため、路面標示、カラー舗装による減速対策、注意看板、警戒標識の設置、現道内で構造を改善する 1.5 車右折帯、交差点のコンパクト化等の対策を推進する。

(3) 幹線道路における交通規制

幹線道路の交通の安全と円滑化を図るため、道路状況等を勘案し、速度規制、追い越しのためのはみだし通行禁止規制等の見直しを行い、交通規制の適正化を図る。



幹線道路

(4) 重大事故の再発防止

- (a) 重大事故が発生した際には、速やかに当該箇所の道路交通環境等事故発生の要因について調査する。
- (b) 事故要因に即した所要の対策を早急に講じ、同様の事故の再発防止を図る。

(5) 適切に機能分担された道路網の整備

- (a) 幹線道路から生活道路に至るネットワークを体系的に整備するとともに、歩道や自転車通行空間の整備を積極的に推進し、歩行者、自転車、自動車等の異種交通の分離又は共存の適正化を図る。
- (b) 居住地域内や商業地域内等においては、通過交通をできる限り幹線道路に転換させるなど、通過交通の排除と交通の効果的な分散により、市街地における混雑、交通事故の多発等の防止を図る。

(6) 道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全な通行空間を確保するため、通行の状況に即して、幅の広い歩道、自転車道や自転車の通行位置を示した道路、歩車共存道路等の整備を推進する。

(7) 交通安全施設等の高度化

信号機の集中制御化等の改良により、交通事情に合わせた信号制御を推進するとともに、視認性向上のため信号灯LED化を推進する。

3 交通安全施設等整備事業の推進

(1) 良好的な道路交通環境の確保等

- (a) 市は、交通安全を確保するため、交通安全施設の整備を図り、良好な道路交通環境の確保に努める。良好な道路環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対して必要な措置を講じるよう要請する。
- (b) 地域コミュニティ協議会は、地区内の交差点等の危険箇所においてカーブミラー等の交通安全施設の設置が必要な場合は市に要望し、市は設置基準に基づいて整備を推進する。
- (c) 警察と道路管理者は、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を推進するとともに、既存施設の適切な維持管理と計画的な修繕を行う。特に横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示については、その効用が損なわれないよう適切な管理を行う。



カーブミラーの点検

(2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

- (a) 生活道路は、人優先の交通安全思想の下に、歩行空間のバリアフリー化及び通学路における安全・安心な歩行空間を確保する。
- (b) 死傷事故が多発する交差点等については、歩道整備をはじめとした総合的な事故抑止策を講じ、死傷事故の抑止を図る。
- (c) 道路管理者は、自転車道、自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路等の整備により、特に通学通勤時の自動車と自転車の安全な関係性に配慮する。

(3) 幹線道路対策の推進

幹線道路においては死傷事故が発生しやすいため、危険箇所について重点的な交通事故対策を実施する。

(4) 道路交通環境整備への住民参加の促進

- (a) 道路交通環境の整備に当たっては、道路を利用する人の視点を生かすため、地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う「交通安全総点検」を推進する。
- (b) 道路管理者だけでなく、地域活動による地域内道路の除草等を行うとともに、「田原市通学路交通安全プログラム」に基づき、地域、PTA、学校が一体となった通学路の安全確保等の活動に積極的に取り組む。

■交通安全総点検

交通安全に関する地域住民の主体的活動の一つ。警察と行政が協力し、高齢者や身障者など、誰もが安心して利用できる道路交通環境を作るため、市民参加による点検を行うもの。

■通学路交通安全プログラム

平成25年に国土交通省より指針が示され、田原市でも策定された通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本の方針。その推進体制は、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者を含めることを基本とし、必要に応じて自治会代表者や学識経験者等を加える。

4 高齢者等の移動手段の確保・充実

(1) 移動手段の確保・維持

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、「田原市地域公共交通戦略計画」に基づき、公共交通サービスの維持・充実及び利便性の向上を図る。

(2) 高齢者等の移動支援

高齢者等に電車、路線バス、コミュニティバス、タクシー、福祉車両で利用できる助成券を交付し、公共交通機関による外出の支援を行う。また、利用者ニーズを把握等して、将来的な助成制度のあり方について、必要に応じて検討する。

5 効果的な交通規制の推進

(1) 地域の特性に応じた交通規制

地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について点検・見直しを図るとともに、交通事情の変化を的確に把握してソフト・ハード両面での総合的な対策を実施することにより、安全で円滑な交通流の維持を図る。

ア 幹線道路での交通規制

- (a) 幹線道路については、交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況等を勘案しつつ、速度規制及び既設規制の見直しや信号機の高度化を推進する。
- (b) 駐停車禁止、指定方向外進行禁止等、交通流を整序化するための交通規制を実施する。

イ 生活道路での交通規制

- (a) 一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせるなど、通過交通を抑制するための交通規制を実施する。
- (b) 自動車と歩行者の衝突事故は、走行速度が30km/hを超えると致命傷を負う確率が急激に高まることから、「ゾーン30」の実施を検討する。



ゾーン30標識

ウ 交通規制の強化

- (a) 幹線道路や生活道路において、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するための交通規制を強化する。
- (b) 信号制御については、歩行者・自転車の視点で、信号をより守りやすくするため、横断実態等を踏まえ、歩行者の待ち時間の長い押しボタン式信号の改善を図るなど、信号表示の調整等の運用・改善を推進する。

(2) より合理的な交通規制の推進

交通規制実施道路の交通実態を調査・分析し、交通環境の変化によって交通実態に適合しなくなった場合は、交通規制の変更又は解除等の見直し等を行う。

6 自転車利用環境の総合的整備

(1) 安全で快適な自転車利用環境の整備

- (a) クリーンかつエネルギー効率の高い持続可能な都市内交通体系の実現に向け、「田原市自転車活用推進計画」に基づき、自転車の役割と位置付けを明確にし、乗用車から自転車への転換を促進する。
- (b) 「田原市自転車活用推進計画」に基づき作成された「自転車ネットワーク計画」に沿って、自転車のピクトグラムや矢羽根の路面標示などにより、自転車通行空間の整備を推進する。
- (c) 歩行者、自転車、自動車の交通量等を考慮して適切な分離又は共存の適正化を図ることにより、歩行者と自転車の事故等への対策を講じる。
- (d) 自転車は車両であるとの原則の下、交通ルール・マナーの啓発活動、講座開催等を積極的に推進する。



自転車のピクトグラムや矢羽根の路面標示

(2) 自転車等の駐輪対策の推進

- (a) 自転車等の駅周辺、交通結節点における駐輪対策については、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐輪対策を総合的に推進する。
- (b) 駅周辺等における放置自転車等を抑制するため、交通関係機関、地域、市、警察等が協力して放置自転車の整理・撤去等を推進する。

7 交通需要マネジメントの推進

◆公共交通機関利用の促進

- (a) 本市は自家用車への依存度が高く、そのことが事故発生の要因となっていると考えられることから、電車、路線バス、コミュニティバス、タクシー等の公共交通機関の利用促進を図る。
- (b) 「たはらエコ・ガーデンシティ構想」で提唱する環境負荷の少ない省エネ型のまちづくり「コンパクトシティプロジェクト」を推進し、移動手段について自家用車から公共交通機関への転換を図る。
- (c) 利便性の向上を図るとともに、バリアフリー化などにより、高齢者や障がい者等の誰もが安心して安全に移動できる交通手段となるよう、市内の公共交通機関を守り、育て、路線の維持・確保を図る。

8 災害に備えた道路交通環境の整備

(1) 災害に備えた道路の整備

橋梁の耐震補強、道路斜面の落石等危険箇所対策及び無電柱化の推進、狭隘道路の解消等により、地震、豪雨、津波等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保する。

(2) 災害発生時における交通規制

災害発生時は、必要に応じて緊急交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を迅速かつ的確に実施できるように備える。

(3) 災害発生時における交通情報提供の充実

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等への道路交通情報提供に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通情報提供装置、道路管理情報システム等の整備を推進するとともに、インターネット等を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。

9 総合的な駐車対策の推進

(1) きめ細かな駐車規制の推進

迷惑駐車対策による交通環境の改善や、パークアンドライドを促進するため、三河田原駅周辺における有料公共駐車場の利用促進を図り、公共交通機関との連携を図る。

(2) 違法駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実態に応じた取締りを強化する。

(3) 違法駐車防止気運の醸成・高揚

- (a) 違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、広報活動を行う。
- (b) 地域や関係機関等との密接な連携を図り、市民の理解を得ながら違法駐車防止気運の醸成及び高揚を図る。

10 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

(1) 道路の使用及び占用の適正化等

- (a) 道路上の工作物の設置や工事等のために必要な道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行う。
- (b) 許可条件の遵守、占用物件等の維持管理の適正化について指導する。
- (c) 道路交通に支障を与える不法占有物件等については、実態把握に努め、関係機関と連携して、管理権に基づく撤去及び警察の指導取締りを行い、是正を図る。
- (d) 占用工事に伴う道路の掘り返しについては、無秩序な掘り返しの防止と工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整する。

(2) 子供の遊び場等の確保

道路交通から隔離された安全な子供の遊び場不足を解消するため、都市公園等の整備を推進し、路上遊戯等による交通事故の防止に努める。



道路交通と分離した
安全な公園の整備に努める

(3) 道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路構造の保全又は交通の危険防止のため、次の場合は道路法(昭和 27 年法律第 180 号)に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行う。

■道路法に基づく通行の禁止又は制限が行われる場合

- ・道路の破損
- ・決壊
- ・異常気象等により交通が危険であると認められる場合
- ・道路工事のため、やむを得ないと認められる場合

第2節 交通安全思想の普及徹底

1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全意識を向上させ交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に応じて、生涯にわたる学習を促進し、市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう、意識改革を促すことが重要である。

このため、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた交通安全教育を行う。

高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図り、他の世代に対しても高齢者の特性や高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化する。

また、本市においては、各小学校区に配置している交通指導員による児童の通学時の安全確保を図るとともに、市の防犯指導員による青色回転灯パトロールカーによる巡回・指導を継続して実施し、高齢者・子供・児童の交通安全教育や啓発活動を計画的に推進する。

交通安全教育・普及啓発活動については、市、警察、学校、関係民間団体、地域及び家庭が互いに連携をとりながら、地域ぐるみの活動を一層推進する。

特に市及び教育委員会は、交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業所、学校等における交通安全教育を効果的に推進する。

(1) 幼児に対する交通安全教育

- (a) 幼児の発達段階に応じて、基本的な交通ルールを守り、交通マナーを実践する態度を習得させる。
- (b) 日常生活において、安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させる。
- (c) 保育園、認定こども園においては、日常の教育・保育活動のあらゆる場面をとらえて「自ら命を守る意識」を身に付けるため、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

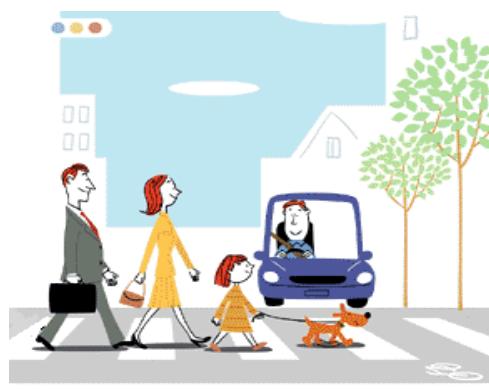


田原市交通公園を利用した交通安全教室

- (d) 交通公園等を有効に活用して、就学前の児童を対象とした交通安全教室を実践する。
- (e) チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法を周知するために、保育園、認定こども園、交通公園等を有効に活用して、就学前の児童、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。

(2) 小学生に対する交通安全教育

- (a) 心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を児童に習得させる。
- (b) 児童に対して、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行するための意識及び能力を高める。
- (c) 小学校においては、学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味や必要性等について、重点的に交通安全教育を実施する。
- (d) 関係機関・団体は、小学校で行われる交通安全教育の支援を行うとともに、児童に対する補完的な交通安全教育を推進する。
- (e) 児童の保護者が、日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等の実際の交通の場面で、児童に対して基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。



保護者も共に交通ルールを学び、守る

(3) 中学生に対する交通安全教育

- (a) 日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために必要な技能と知識を生徒に十分に習得させる。
- (b) 道路を通行する場合は、自己の安全ばかりでなく、思いやりを持って他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標として生徒を指導する。
- (c) 学校教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任（事故による加害者責任）、応急手当等について生徒の理解を深める。
- (d) 生徒の保護者が、日常生活の中で模範的な行動をとり、歩行中、自転車乗用中等の実際の交通の場面で生徒に対して基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう、保護者を対象とした交通安全講習会等の開催を促進する。
- (e) 地域において、保護者対象の交通安全講習会や中学生に対する補完的な交通安全教育を推進する。

(4) 高校生に対する交通安全教育

- (a) 日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を生徒に習得させる。

- (b) 交通社会の一員として、交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重する等、責任を持って行動することができる、健全な社会人を育成することを目標として生徒を指導する。
- (c) 学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任（事故による加害者責任）、応急手当等について生徒の理解を深める。
- (d) 生徒の多くは、近い将来、普通免許の取得が予測され、将来の運転者としての安全意識を醸成するため、参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。
- (e) 関係機関・団体は、高等学校で行われる交通安全教育が円滑に実施されるよう、指導者の派遣、情報提供等の支援を行う。
- (f) 地域において、高校生及び年齢相当 者に対する補完的な交通安全教育を推進する。



安全な自転車利用の技能を身につける

(5) 成人に対する交通安全教育の推進

- (a) 自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行う。
- (b) 社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。
- (c) 運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な技能及び知識、特に危険予測・回避の能力の向上、交通安全意識・交通マナーの向上を目標とする。
- (d) 企業・関係機関・団体と連携しながら、運転者としての社会的責任の自覚の醸成を図る。

(6) 高齢者に対する交通安全教育の推進

- (a) 加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について、知識の習得を図る。
- (b) 道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために必要な実践的技能、交通ルール等の知識の習得を図る。特に高齢者は高齢者以外と比較して「横断違反」の割合が高い実態を踏まえ、交通ルールの遵守を促す交通安全教育に努める。



高齢者軽トラック大会

- (c) 高齢運転者の交通事故防止のため、運転者自身の運転能力を促す参加体験型の高齢者運転講習等を実施する。
- (d) 地域コミュニティ協議会や地区自治会、老人クラブ等の協力を得て、高齢者の交通安全教育等の推進を地域ぐるみで実践する。
- (e) 高齢者の重傷事故等が発生した地域では、速やかに交通安全講話や啓発活動を実施する。高齢者の事故実態に応じた具体的な指導を行うとともに、反射材等の交通安全用品の普及に努める。
- (f) 高齢者の福祉に従事する者は、高齢者に対して交通事故の防止を呼びかけるように努める。
- (g) 高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習における高齢者学級の内容の充実に努めるほか、高齢者同士の相互啓発活動等により交通安全意識の向上を図るため、高齢者交通安全指導員（シルバーリーダー）の養成等を促進し、地域・家庭における交通安全活動の主導的役割を果たすように努める。

(7) 障がい者に対する交通安全教育の推進

- (a) 障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、手話通訳員の配置、字幕入りビデオの活用等に努めるとともに、参加・体験・実践型の交通安全教育を開催するなど、障がいの程度に応じた、きめ細かい交通安全教育を推進する。
- (b) 自立歩行ができない障がい者に対しては、介護者、交通ボランティア等の身体障がい者に付き添う者を対象とした講習会等の開催に努める。
- (c) 障がい者に関するマーク（身体障害者標識、聴覚障害者標識等）の広報啓発を推進し、交通弱者への配慮や理解の向上を図る。



(8) 外国人に対する交通安全教育の推進

- (a) 外国人に対しては、我が国の交通ルールに関する知識の普及による交通事故防止を目的として交通安全教育を推進する。また、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育に努めるとともに、外国人を雇用する使用者等を通じて、外国人の講習会等への参加を促進する。
- (b) 外国人を雇用する事業者は、外国人の交通安全教育に努める。

2 効果的な交通安全教育の推進

(1) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進

交通安全教育は、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするために、参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。

(2) 交通安全教育情報の共有化

- (a) 交通安全教育を行う機関・団体は、インターネット等による交通安全教育に関する情報の共有化を図り、交通安全教育に用いる資材の貸与、講師派遣、情報提供等、相互連携を図りながら交通安全教育を推進する。
- (b) 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の養成・確保、ドライブレコーダーやシミュレータ等の機器の活用など、柔軟に多様な方法を活用し、着実に教育を推進する。また、動画を活用した学習機会の提供、ウェブサイトや SNS 等の各種媒体を積極的に活用し、対面によらない交通安全教育や啓発活動を効果的に推進する。

(3) 家庭・地域・職域から着実に交通安全教育を推進

区分	交通安全教育
① 家庭	<ul style="list-style-type: none">(a) 親が中心となって、交通の身近な話題を取り上げる。(b) 家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、各種の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールと交通マナーの普及浸透を図る。
② 地域	<ul style="list-style-type: none">(a) 交通安全意識を普及浸透させていくため、地域コミュニティ協議会や地区自治会等の地域コミュニティ団体を中心に交通安全組織を充実する。(b) 指導者の育成を図り、交通安全教育の計画的な運用に努める。(c) 出前講座等、市民との直接対話等による交通安全知識等の啓発を図る。
③ 職域	<ul style="list-style-type: none">(a) 事業所を中心とした各種安全運転講習会を実施する。(b) 安全運転管理者、運行管理者等を通じて交通安全教育活動を推進する。

3 交通安全に関する普及啓発活動の推進

(1) 交通安全運動の推進

ア 交通ルール・交通マナー

市民一人一人に広く交通安全思想の普及、浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づける。

イ 運動重点

『高齢者の交通事故防止』『子供の交通事故防止』『歩行者及び自転車の安全確保』『後部座席を含めたシートベルト及びチャイルドシートの正しい着用の徹底』『自転車の安全利用の推進』『飲酒運転の根絶等』の運動重点を周知できるよう、交通安全運動に取り組む。

ウ 運動実施

- (a) 運動実施にあたっては、運動の趣旨、実施機関、運動重点、実施計画等について、地域コミュニティ団体等を活用して内容の周知を図る。
- (b) 広く地域住民へ周知し、地域参加型の交通安全運動の充実を図る。
- (c) 地域、交通安全活動団体、警察、市、地域が一体となった運動を展開し、キャンペーンや啓発活動を実施する。
- (d) 地域に密着したきめ細かな活動ができる、民間団体や地域交通ボランティアの運動参加の促進を図る。
- (e) 田原市外から来訪する観光客やサーファー等を対象とするなど、時節ごとの交通事情や対象にあわせたキャンペーンや啓発活動を実施する。



市民参加による街頭ボランティア活動

エ 実施評価

各運動後に実施効果を評価し、一層効果的な運動が実施されるように配慮する。

オ 街頭指導の実施

交通事故死ゼロの日、街頭指導等地域の実情に応じた活動を推進する。

(2) 横断歩行者の安全確保

- (a) 運転者に対しては、横断歩道の手前に設置されている「横断歩道又は自転車横断帯あり（いわゆるダイヤマーク）」の道路標示に対する啓発活動を推進するとともに、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。
- (b) 歩行者に対しては、道路は安全に横断できる場所で渡ること、信号に従うといった交通ルールの周知を図り、運転者に対する横断する意思を明確に伝える等、歩行者自らが安全を守るためにの交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

(3) 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進

- (a) 事故多発交差点や交差点事故の実態、特徴等を広く周知するなど各種啓発活動等を推進し、交差点事故防止のための交通安全知識の普及、交通安全意識の向上を図る。

(b) 交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心がける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を展開する。

(c) 道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは手を挙げ（ハンド・アップ）、ドライバーに横断する意思を示し、ドライバーに感謝の気持ちを伝えて横断する。また、ドライバーは横断歩道等を横断しようとする歩行者を見かけたら、思いやりの気持ちをもって、横断歩道等の手前で停車する。このような運転者と歩行者の温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

交通安全スリーS運動

Stop (ストップ)	信号や一時停止の遵守 横断歩道や交差点では歩行者優先 飲酒運転の根絶
Slow (スロー)	交差点での徐行運転 子供・高齢者接近時の減速運転
Smart (スマート)	思いやりのあるスマートな運転 シートベルトの全席着用の徹底

(4) 自転車の安全利用の推進

- (a) 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに、交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

- (b) 自転車乗車中の交通事故や自転車による迷惑行為を防止するため、「**自転車安全利用五則**」を活用し、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。
- (c) 特に、自転車の歩道通行時におけるルールやスマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車、イヤホン等を使用して安全な運転に必要な音が聞こえない状態での乗車の危険性等についての周知徹底を図る。
- (d) 自転車は、歩行者と衝突した場合は加害者となる側面を有しており、十分な自覚・責任が求められることから、安全意識の啓発を図る。
- (e) 警察は「自転車運転者講習制度」を適切に運用し、危険な違反行為を繰り返す自転車運転者に対する教育を推進する。
- (f) 自転車の灯火の点灯を徹底するとともに、反射材用品の取付けを促進する。
- (g) 愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例※」に基づき、点検整備等による安全で適正な車両管理、自転車安全教育等の促進、自転車乗車用ヘルメット着用の促進、自転車損害賠償責任保険への加入促進などを実施する。
- (h) 自転車大会の開催等イベントの活用や自転車運転の実践を通した交通安全教育を推進する。

※自転車乗車用ヘルメットの着用を努力義務とすることや自転車損害賠償責任保険等の加入を義務とすること等を規定している。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
「飲酒運転・二人乗り・並進の禁止」「夜間はライトを点灯」「交差点での信号遵守と一時停止・安全確認」
- 5 子供はヘルメットを着用（愛知県では、自転車利用者は乗車用ヘルメットを着用）



高齢者自転車大会

（5）後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の推進

- (a) シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席における着用を徹底する。
- (b) 後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなるため、関係機関等が協力し、シートベルト着用効果が実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進し、着用徹底の啓発活動等を展開する。

(6) チャイルドシートの正しい着用の徹底

チャイルドシートの着用効果及び正しい着用方法について、保育園・認定こども園等と連携し、保護者に対する効果的な広報啓発に努め、正しい着用の徹底を図る。



体重や年齢にあった着用の周知を図る

(7) 反射材の普及促進

夜間における視認性を高め、歩行者等の事故防止に効果が期待できる反射材用品や自発光式ライトの普及を図るとともに、積極的な広報啓発を推進する。



視認性を高める反射材

(8) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

- (a) 飲酒運転撲滅に向けて、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進する。特に市内では、中高年運転者の飲酒運転が多くなっているため、関係機関が連携して、中高年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を推進する。
- (b) 交通安全団体、酒類提供飲食店、市、警察、タクシー事業者等と連携して、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を進め、「**飲酒運転四(し)ない運動**」（運転するなら酒を飲まない。酒を飲んだら運転しない。運転する人に酒をすすめない。酒を飲んだ人に運転させない。）を推進し、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという市民の規範意識の確立を図る。
- (c) 交通事故に繋がる、アルコール依存症に関する広報啓発を行うとともに、相談、指導及び支援等につながるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

(9) 効果的な広報の実施及びその他の普及啓発活動の推進

- (a) 交通安全に関する広報については、「ケーブルテレビ」「ラジオ」「新聞」「インターネット」「安心安全ほっとメール」等の広報媒体を活用して、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するなど、実効性のある広報を行う。
- (b) スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転の危険性について周知を図る。

- (c) 高齢者の交通事故防止に関する市民意識を高めるため、加齢に伴う身体機能低下による交通行動への影響等について周知する。
- (d) 夜間の重大事故の主原因となっている最高速度違反、飲酒運転等による事故実態・危険性等を広く周知し、これらの違反防止を図る。
- (e) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解促進に努める。
- (f) 乗用型トラクターの事故防止を図るため、日常点検を確実に行うほか、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビンフレームの装備、シートベルト着用等について周知を図る。

4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進

◆交通安全活動への支援

- (a) 交通安全を目的とする民間団体に対して、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助、交通安全に関する資料の提供を充実するなどして、主体的な活動を促進し、交通ボランティア等の高齢化が進展する中で、交通安全の取組を着実に次世代につないでいくような幅広い年代の参画に努める。
- (b) 組織化されていない交通ボランティア等に対しては、資質の向上に資する援助を行うなど、その主体的な活動及び相互間の連絡協力体制の整備を促進する。
- (c) 地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に応じて効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全運動等の機会を利用して働きかけを行う。
- (d) 交通安全対策に関する行政、民間団体、地域等による田原市交通安全推進協議会を開催し、交通安全に関する市民をあげての活動の展開を図る。



子供の下校を見守るボランティア団体

5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

◆地域コミュニティ団体を中心とした交通安全活動の一層の推進

- (a) 交通の安全は、市民等の安全意識により支えられることから、市民だけではなく、通勤・通学者等の地域に関わる全ての人が交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促す。
- (b) 交通安全思想の普及徹底に当たっては、地域、市、警察、行政、民間団体、企業等と連携を密にして推進する。
- (c) 交通安全に関する情報や啓発活動は、地域コミュニティ連合会の協力を得て地域コミュニティ協議会や地区自治会への周知を図る。
- (d) 安全で良好なコミュニティ形成を図るために、住民や道路利用者が主体的に行うヒヤリハットマップの作成や交通安全総点検、「田原市通学路交通安全プログラム」に基づく点検等、住民が積極的に参加できる仕組みづくりをするほか、その活動において、当該地域に根ざした具体的な目標の設定などの交通安全対策を推進する。

第3節 安全運転の確保

1 安全運転等の充実

(1) 運転者に対する再教育等の充実

安全運転に必要な知識、技能をしっかりと身につけた上で、安全運転を実践できる運転者を育成するため、運転中の危険予知、危険回避能力向上のための講習会等を開催し、対象者の積極的な参加を促進する。

(2) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

運転適正検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図る。

(3) 二輪車安全運転対策の推進

取得時講習ほか、二輪車安全運転講習及び原付安全運転講習の推進に努める。

(4) 高齢運転者対策の充実

- (a) 高齢者が安全に運転を継続できるよう、安全運転の維持・向上させるため、関係機関や自動車教習所等と連携・協力して、参加・体験・実践型の講習会等の開催を推進し、高齢者講習の充実を図る。

- (b) 認知症による高齢者の事故防止対策として、警察は、認知機能検査、運転適性相談等の機会等を通じて、認知症の疑いがある運転者の把握に努め、臨時適性検査等の確実な実施により、安全な運転に支障のある者については運転免許の取消し等の行政処分を行う。また、臨時適性検査等の円滑な実施のため、関係機関・団体等と連携して、同検査等を実施する認知症に関する専門医の確保を図るなど、体制の強化に努める。
- (c) 75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により対象車両を安全運転サポート車に限定する等の限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部改正する法律が施行されるため、これらの制度の適切な運用を推進する。
- (d) 自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体等が連携し、市が行う高齢者運転免許証自主返納支援制度及び運転経歴証明書制度の周知に努める。

(5) シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底

シートベルト、チャイルドシート及び自動二輪車・自転車乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等の機会を通じて、着用効果の啓発等キャンペーンを積極的に行う。

2 安全運転管理の推進

◆事業所内で交通安全教育指針に基づいた適切な交通安全教育の推進

- (a) 警察は、安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の見直し等により、これらの者の資質及び安全意識の向上を図る。また、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう、安全運転管理者等を指導する。
- (b) 安全運転管理者等による若年運転者対策及び貨物自動車の安全対策の一層の充実を図る。
- (c) 事業活動に伴う交通事故防止を更に促進するため、映像記録型ドライブレコーダー・デジタル式運行記録計等の、安全運転の確保に資する車載機器の普及促進に努めるとともに、ドライブレコーダー等によって得られた映像を元に、身近な道路に潜む危険や、日頃の運転行動の問題点等の自覚を促す交通安全教育や安全運転管理への活用方法について周知を図る。

3 道路交通に関する情報の充実

◆気象情報等の充実

市は、道路交通に影響を及ぼす気象警報・注意報・予報及び津波警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の現象に関する情報の把握に努め、迅速な伝達に努める。

第4節 車両の安全性の確保

1 自転車の安全性の確保

◆ヘルメットの着用、損害賠償保険等への加入促進、灯火の徹底、反射材の普及促進



- (a) 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成し、自転車乗車用ヘルメット着用を促進する。
- (b) 近年、対歩行者との事故等自転車の利用者が加害者となる事故が増加傾向にあることを鑑み、こうした賠償責任を負った際の支払い原資を担保し、被害者の救済の十全を図るため、TSマークなどの損害賠償責任保険等への加入を促進する。
- (c) 薄暮の時間帯から夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の視認性の向上を図る。
- (d) なお、各施策については、愛知県の「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に配意する。

第5節 道路交通秩序の維持

1 交通の指導取締りの強化等

(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化

- (a) 交通事故実態の分析結果等を踏まえ、事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、児童、高齢者、障がい者等の保護の観点に立った交通指導取締りを推進する。
- (b) シートベルト装着義務違反等に対する街頭での指導、取締りを強化する。



(c) 飲酒運転、携帯電話使用、妨害運転、薬物（脱法ハーブ等）使用、速度超過、一時停止違反等交差点関連違反等の悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた取締りの強化を図る。

（2）自転車利用者に対する指導取締りの強化

自転車利用者による交通違反（無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止、携帯電話の使用等）について、指導、取締りを強化する。

2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進

（1）危険運転致死傷罪の立件を視野に入れた捜査の徹底

警察は、悪質かつ危険な運転行為による事故事件に対しては、初動捜査の段階から「自動車運転死傷処罰法」第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件を視野に入れた捜査の徹底を図る。

（2）交通事故事件等に係る捜査力の強化

交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。

（3）交通事故事件等に係る科学的捜査の推進

- (a) 常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。
- (b) 捜査・取締りのため、GPS技術や、その位置を地図表示させる技術を活用し、自動通報により緊急車両等の迅速な現場急行を可能とするシステムの、格段の普及と高度化を図る。



まちかど防犯カメラ

3 暴走族対策の推進

(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実

- (a) 地域ぐるみで暴走族追放の気運を高め、広報活動等を積極的に行う。
- (b) 報道機関や車両販売店等の理解と協力を得ながら、暴走族を生み出さない環境づくりに努める。
- (c) 家庭、学校、職場、地域等において、暴走族問題と青少年の非行等の問題行動との関連性に鑑みて、青少年育成団体等との連携を図るなどして、青少年の健全育成を図る観点から施策を推進する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備

- (a) 暴走族や関係する群衆が集合しそうな広場や空き地、コンビニエンスストア、ゲームセンター等の深夜若しくは24時間営業の施設の駐車場、暴走族の走行しそうな道路等を中心としたパトロールや取締りを関係機関に働きかける。
- (b) 地域における関係機関、団体の連携を強化し、管理の徹底を図り、暴走族が集まりにくい、暴走行為ができない道路交通環境づくりを積極的に行う。

(3) 車両の不法改造の防止

- (a) 暴走行為を助長するような車両の不正改造を防止するよう「不正改造車を排除する運動」等を通じ、全市的な広報活動の推進及び企業、関係団体に対する指導を積極的に行う。
- (b) 不正改造等を行った者に対して、必要に応じて事務所等に立入検査を行う。

第6節 救助・救急活動の充実

1 救助・救急体制の整備

(1) 救助体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助体制の整備・拡充を図ることで、円滑な救助活動実施を推進する。

(2) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進

- (a) 救命効果の向上が期待できるAED（自動体外式除細動器）の使用を含めた応急手当について、消防署等が行う講習会等の開催を推進する。
- (b) 学校においては、小学校高学年及び中学校等の保健体育において、止血法や包帯法、心肺蘇生法等の応急手当について指導の充実を図る。
- (c) 心肺蘇生法の実習やAEDの知識の普及を含む各種講習会の開催により、教員の指導力の向上を図る。

（3）救急救命士の養成・配置等の促進

- (a) プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の充実のため、救急救命士の人員強化を図る。
- (b) 医師の指示又は指導・助言によって救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を確保する「メディカルコントロール体制」の充実を図る。

（4）救助・救急資機材の整備の推進

- (a) 救助工作車、救助資機材の整備を推進する。
- (b) 救急救命士等がより高度な救急救命処置を行うことができるよう、高規格救急自動車、高度救命処置用資機材等の整備を推進する。
- (c) 交通事故、緊急時における傷病者の早期かつ的確な救出及び救命のため、GPS技術や、その位置を地図表示させる技術を活用し、自動通報により緊急車両等の迅速な現場急行を可能とするシステムの、格段の普及と高度化を図る。



（5）救助隊員及び救急隊員の教育訓練の推進

救助隊員及び救急隊員の知識技術等の向上のため、教育訓練を積極的に推進し、複雑多様化する救助・救急事象に対応できる体制の強化を図る。

第7節 被害者支援の充実と推進

1 交通事故相談アドバイザー等による交通事故相談活動の推進

◆交通事故による被害者の支援

- (a) 交通事故による被害者に対する支援を的確かつ迅速に実施するため、関係機関との連絡・協力体制を一層緊密にして、交通事故当事者に対する相談体制の充実を図る。
- (b) 警察は、交通事故被害者に対する適正かつ迅速な救助の一助とするため、救済制度の教示や交通事故相談アドバイザーによる交通事故相談活動を推進する。
- (c) 交通事故相談活動の周知を図り、交通事故当事者に対して広く相談の機会を提供する。

2 交通事故被害者支援の充実と推進

◆交通事故被害者等の心情に応じた対策の推進

- (a) 警察は、交通事故被害者等に対して交通事故の概要、捜査経過等の情報を提供するとともに、刑事手続きの流れ等をまとめた「交通事故被害者の手引」等を作成して活用する。
- (b) ひき逃げ事件、交通死亡事故等の重大な交通事故事件の被害者等については、被疑者の検挙、送致状況等を連絡する被害者連絡制度の充実を図る。
- (c) 死亡事故等の被害者等からの加害者の行政処分に係る意見聴取等の期日や行政処分結果についての問合せに応じ、適切な情報の提供を図る。

第8節 調査研究活動の活用

1 交通事故調査研究データの活用及び情報提供による市民の意識高揚

- (a) 効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、人、道、車の交通事故の実態を的確に把握し、交通事故データの集計、分析を行う。また、関係機関の有する各種データ、情報を最大限活用し調査研究を推進する。
- (b) 交通事故調査・分析に係る情報を市民に対して積極的に提供することにより、交通安全に対する市民の意識の高揚を図る。

第9節 踏切道における交通の安全

1 踏切道の交通安全対策の推進

- (a) 全国的な傾向として、踏切事故は減少傾向にあるものの、列車の高速化や運行本数の増加に伴い、踏切横断者との大規模事故の可能性も高く、安全対策の強化が必要である。

- (b) 市内を走る鉄道は、市内に12箇所の踏切を有しており、その全てが自動遮断機、警報機を整備してあるものの、市内の踏切道は全て平面交差で、視覚的にも不明瞭な場所もあるため、周辺環境とあわせ踏切道の安全性をより高める必要がある。
- (c) 道路と鉄道の交差箇所である踏切道は、交通安全対策上の危険箇所となることから、踏切施設の整備・改良並びに踏切横断者に対する啓発活動など、総合的な交通安全対策を推進し、事故防止に努める。

2 踏切道交通の安全に関する知識の普及

- (a) 保安装置の正しい利用方法の表示の整備等により、踏切横断者等へ安全に関する知識を分かりやすく、適確に提供する。
- (b) 関係機関等の協力の下、交通安全運動等において、学校、地域住民、道路運送事業者等幅広い対象へ広報活動を積極的に行い、踏切横断時の安全に関する正しい知識を浸透させる。



第4章 推進体制

1 関係機関の推進体制

国、県、市、近隣市、警察、民間企業、地域、交通安全活動団体等との連携を密にして、交通事故のない明るい社会を目指していくとともに、市、警察、関係機関との意見交換等を積極的に行い、交通安全活動を弾力的に実施し、交通安全対策を推進する。

市は、交通死亡事故又は重大な交通事故が多発した場合で必要と認めるときは、関係機関等と協議して総合的な交通事故防止対策を検討する。

交通死亡事故が多発した場合は、関係機関と協議の上、必要があると認めるときは、「交通死亡事故多発非常事態宣言」を発し、交通死亡事故を防止するための必要な措置を講じる。

(1) 田原市交通安全対策会議の開催

- (a) 田原市交通安全対策会議(田原市交通安全条例第12条)を開催し、田原市交通安全計画を策定し、その施策の実施推進を図るとともに実施評価を行う。
- (b) 田原市の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議を行い、交通安全の確保に寄与する。なお、必要に応じて幹事会を開催する。

(2) 田原市交通安全推進協議会による交通安全活動の推進

市、警察、学校、地域コミュニティ団体、その他関係機関・団体の代表者で組織する田原市交通安全推進協議会により、関係機関が連携して交通安全に関する取組を効果的に推進する。

(3) 各季交通安全県民運動の推進

- (a) 春、夏、秋、年末の各季交通安全県民運動の実施については、市(田原市交通安全推進協議会)、警察、交通安全協会、地域コミュニティ団体をはじめとする各実施機関・団体が連携して対策を協議し、市内全域で一体的かつ効果的な運動を展開する。
- (b) 田原市地域コミュニティ連合会において、運動の周知を図り、地域コミュニティ協議会、地区自治会を通じて市民への運動の周知を図る。

(4) 交通事故死ゼロの日の街頭指導の実施（10日、20日、30日）

田原市交通安全推進協議会を中心に、市内全域で街頭指導等の交通監視を行い、交通事故防止活動を推進する。

(5) 通学児童の安全確保

- (a) 児童の通学時における交通事故防止、その他の交通安全対策を促進するため、交通指導員を置く。指導員は、交通事故の発生を未然に防止するため、街頭啓発活動を実施するほか、交通安全を確保するための諸活動を行う。
- (b) 地域の見守りボランティアによる活動を推進する。



地域の見守りボランティアによる活動

(6) 高齢者交通安全対策の推進

- (a) 高齢者に関する事故を防ぐため、高齢者の交通安全についての検討会を開催する。交通死亡事故又は交通事故が発生した場合は、市、警察、地域が連携して啓発活動を実施する。
- (b) 警察、地域交通安全活動推進委員、高齢者交通安全協力員、市（交通指導員）等が協力して実施する高齢者世帯訪問を継続し、交通安全啓発活動を推進する。

(7) 飲酒運転根絶の推進

飲酒運転を根絶するため、市、警察、関係団体、事業者、地域が連携して対策検討会を開催するとともに、広報啓発活動を実施する。

(8) 広報の実施及び情報の提供

市は、市民に対して交通安全に関する広報啓発活動を、広報、ホームページ、電光掲示板、安心安全ほっとメール等を活用して積極的に推進するほか、必要な情報を適切に提供する。

2 市の推進体制

総務課、建設課、維持管理課、学校教育課、子育て支援課等関係課との連携を密にし、交通安全対策を推進する。特に通学路については、「田原市通学路交通安全プログラム」を活用した現状把握を行い、危険箇所の解消に努める。また、自転車利用者等については、「田原市自転車活用推進計画」に基づき、歩行者及び自転車利用者の安全な通行空間の確保を推進する。

また、市においては、安全運転管理者を中心に職員に対して交通安全に対する教育や指導を行い、交通安全施策の推進体制の構築を図る。

田原市内の主な交通安全活動団体

団体名	目的等
田原市交通安全対策会議	交通安全対策基本法及び田原市交通安全条例に基づき設置。田原市交通安全計画を策定し、その実施を推進する。また、田原市の陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議する。 対策会議には幹事会を置く。(事務局:田原市役所内)
田原市交通安全推進協議会	田原市交通安全条例に基づく協議会で、市内関係機関等の連携を図り、交通安全に関する施策を効果的に推進する。協議会は、市警察署、学校、地域、その他関係機関・団体等の代表者で組織する。交通秩序を確立し、交通の安全と円滑を期する。(街頭指導等の実施) (事務局:田原市役所内)
田原交通安全協会	交通道徳を高揚して、交通の安全と円滑を推進する。 (事務所:田原警察署内)
田原地域交通安全活動推進委員協議会	愛知県公安委員会の委嘱を受けた地域交通安全活動推進委員で組織する。地域における交通安全活動を推進する。(事務局:田原警察署内)
田原ダンプカー等交通安全協力会	ダンプカー等による交通事故を防止し、交通秩序の確立を強力に推進し、明るい交通社会の実現に寄与する。(事務所:田原警察署内)
田原安全運転管理協議会	自家用自動車の安全運転管理についての必要な調査研究を行い、管理車両の交通事故防止と合理的な運営を図る。(事務所:田原警察署内)
東三河地域交通安全対策推進連絡協議会	東三河地域における交通安全対策を広域的かつ効果的に推進する。東三河5市及び警察署で組織。
高齢者交通安全協力員	警察署長から委嘱し、委嘱期間は2年。校区など高齢者に対する効果的な交通事故抑止策を推進するため、高齢者世帯などを訪問し、広報、啓発活動などを実施する。

資料編

1 田原市交通安全条例	41
2 第11次田原市交通安全計画策定経過	44
3 田原市交通安全対策会議名簿	45

田原市交通安全条例

平成 13 年 3 月 26 日条例第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号。以下「法」という。)第 4 条の規定に基づき、田原市における交通安全の確保に関する理念と施策の基本を定めることにより、市民の安全で快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 交通安全の確保は、市民の安全かつ快適な生活実現の基本であり、人命尊重の施策及び交通安全の意識の高揚によって、現在及び将来にわたって維持されなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、交通安全の確保により市民の生命、身体及び財産を保護するため、交通安全意識の高揚、啓発活動、交通安全教育、道路環境整備等の総合的な交通安全に関する施策の推進に努めなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、国、県、警察その他必要な関係機関及び団体(以下「関係機関等」という。)と緊密な連携を図るものとする。

(市民の責務)

第 4 条 市民は、日常の活動を通じて自ら交通安全の確保に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、その事業活動に当たり車両等の使用者に対し交通安全意識の高揚を図り、交通事故の防止に努めるとともに、市及び関係機関等が実施する交通安全に関する施策に協力する

よう努めなければならない。

(良好な道路交通環境の確保等)

第 6 条 市長は、交通安全を確保するため、交通安全施設等の整備を図り、良好な道路交通環境を確保するよう努めなければならない。

2 市長は、良好な道路交通環境を確保するために必要があると認めるときは、関係機関等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(交通安全教育の推進)

第 7 条 市長及び教育委員会は、交通安全意識の高揚を図るため、家庭、地域、事業所、学校等における交通安全教育を効果的に推進するものとする。

(高齢者の事故の防止)

第 8 条 市民及び事業者は、高齢者の交通安全の確保を図るため、高齢者が安全に道路を通行できるよう配慮しなければならない。

2 高齢者の福祉に従事する者は、高齢者に対し、交通事故の防止を呼び掛けるよう努めるものとする。

3 市は、道路を横断する際の横断歩道の利用及び安全確認の徹底を図る等の高齢者を対象とする交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(飲酒運転の根絶)

第 9 条 市民及び事業者は、飲酒運転が重大な交通事故を引き起こす原因となることを認識するとともに、家庭、地域社会、事業所等において、飲酒運転の根絶のための活動を行うよう努めなければならない。

2 市は、飲酒運転の根絶に関する啓発に努めるものとする。

(自転車事故の防止)

第 10 条 自転車を運転する者は、自転車が原因となる交通事故の防止に努めるとともに、歩行者及び他の車両の安全に配慮しなければならない。

2 市は、一時停止及び信号に従う義務の徹底を図る等の自転車を運転する者を対象とする交通安全に関する教育の推進に努めるものとする。

(シートベルト等の着用の推進)

第 11 条 市は、シートベルト（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 71 条の 3 第 1 項に規定する座席ベルトをいう。）の全席着用及びチャイルドシート（道路交通法第 71 条の 3 第 3 項に規定する幼児用補助装置をいう。）の使用の促進を図るため、広報及び啓発活動を推進するものとする。

(交通安全対策会議)

第 12 条 法第 18 条第 1 項の規定に基づき、田原市交通安全対策会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 13 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 田原市交通安全計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、田原市の区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

(会長及び委員)

第 14 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、15 人以内とし、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(2) 交通安全の推進を目的とする団体又は交通安全の啓発活動に資する活動を行う団体の関係者のうちから市長が委嘱する者

(3) 前各号に定めるもののほか、市長が特に必要であると認め、委嘱する者

(4) 市の機関に所属する者のうちから市長が指名する者

6 前項第 1 号及び第 2 号により任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

8 委員は、非常勤とする。

(特別委員)

第 15 条 会議に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社その他の陸上交通に関する事業を営む公共的機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 特別委員は、非常勤とする。

(幹事)

第 16 条 会議に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員若しくは団体の関係者若しくは市長が特に必要であると認める者のうちから市長が委嘱又は指名する。

3 幹事は、会議の所掌事務について、会長、委員及び特別委員を補佐する。

(雑則)

第 17 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(交通安全推進協議会の設置等)

- 第 18 条 市長は、関係機関等の連携を図り、交通安全に関する施策を効果的に推進するため、田原市交通安全推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- 2 協議会は、市、警察署、学校、地域地区その他必要な関係機関及び団体の代表者で組織する。
- 3 協議会は、必要に応じて交通安全に係る対策等を協議し、交通安全の確保を図るとともに、関係機関等に意見を述べるものとする。

(交通指導員)

- 第 19 条 市長は、児童の通学時における交通事故防止その他の交通安全に関する施策を促進するため、交通指導員（以下「指導員」という。）を置く。
- 2 指導員は、前項に規定する職務を行うに必要な誠意と能力を有する者のうちから市長が任用する。
- 3 指導員は、交通事故の発生を未然に防止するため、街頭啓発活動を実施するほか、交通安全の確保をするため必要な諸活動を行う。
- 4 指導員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員とする。

(関係機関等への助成等)

- 第 20 条 市長は、交通安全の確保をするため必要な諸活動を行う関係機関等に対し、必要な助成等を行うことができる。

(広報の実施及び情報の提供)

- 第 21 条 市長は、市民に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行うほか、必要な情報を適切に提供するものとする。

(交通死亡事故等発生時の措置)

- 第 22 条 市長は、交通死亡事故又は重大な交通事故が多発した場合で必要があると認めるときは、関係機関等と協議

して総合的な交通事故防止対策を検討するものとする。

- 2 市長は、交通死亡事故が多発した場合は、関係機関等と協議の上、必要があると認めるときは、交通死亡事故多発非常事態宣言を発し、交通死亡事故を防止するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

- 第 23 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(田原町交通安全対策会議条例の廃止)

- 2 田原町交通安全対策会議条例(昭和 46 年田原町条例第 6 号)は、廃止する。
(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 36 年田原町条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

附 則(平成 17 年 12 月 19 日条例第 123 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 25 日条例第 7 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 27 日条例第 4 号)

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年 9 月 27 日条例第 31 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

第11次田原市交通安全計画策定経過

令和3年7月28日（水）14：00～ 田原市役所 第1委員会室

令和3年度第1回田原市交通安全対策会議・幹事会合同会議

- ・交通安全計画策定の趣旨説明
- ・第10次田原市交通安全計画内容説明（平成28年度～令和2年度）
- ・第11次田原市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）の策定指針
- ・今後の策定スケジュール確認

令和3年9月13日（月）14：00～ 田原市役所 講堂

令和3年度田原市交通安全対策会議第2回幹事会

- ・第11次田原市交通安全計画（素案）の協議

令和3年10月7日（月）14：00～ 田原市役所 講堂

令和3年度田原市交通安全対策会議第3回幹事会

- ・第11次田原市交通安全計画（案）の協議

令和3年11月4日（木）10：00～ 田原市役所 第1委員会室

令和3年度第2回田原市交通安全対策会議

- ・第11次田原市交通安全計画（原案決定）

令和3年11月19日（金）～令和3年12月20日（月）

パブリックコメント実施

予告・告知（広報たはら、田原市ホームページ）

政策案の公表 田原市ホームページ

閲覧 田原市総務課窓口、渥美支所窓口、赤羽根市民センター窓口、
中央図書館

田原市交通安全対策会議 名簿

田原市交通安全対策会議委員

役 職	職 名	氏 名	選任根拠
会長	田原市長	山下 政良	交通安全条例第14条第2項
委員	愛知県東三河建設事務所長	白村 曜	交通安全条例第14条第5項第1号
委員	愛知県田原警察署長	山岡 浩	交通安全条例第14条第5項第1号
委員	田原交通安全協会会長	富田 雅則	交通安全条例第14条第5項第2号
委員	田原市地域コミュニティ連合会会長	山本 五夫	"
委員	田原市教育委員会教育長	鈴木 欽也	交通安全条例第14条第5項第4号
委員	田原市消防本部消防長	小山 光晴	"
委員	田原市総務部長	鈴木 嘉弘	"
委員	田原市健康福祉部長	増田 直道	"
委員	田原市都市建設部長	稻垣 守泰	"

田原市交通安全対策会議幹事

役 職	職 名	氏 名	選任根拠
幹事	愛知県東三河建設事務所 維持管理課長	山口 泰志	交通安全条例第16条第2項
幹事	愛知県田原警察署 交通課長	磯貝 篤	"
幹事	田原地域交通安全活動推進委員協議会会長	鈴木 進	"
幹事	田原市地域コミュニティ連合会 代表 (和地区コミュニティ協議会会长)	河合 伸樹	"
幹事	田原市高齢者交通安全協力員 代表	早川 高子	"
幹事	田原市交通指導員	尾原 芳枝	"
幹事	田原市健康福祉部 高齢福祉課長	小久保 智宏	"
幹事	田原市健康福祉部 地域福祉課長	土井 政典	"
幹事	田原市健康福祉部 子育て支援課 保育士長	鈴木 敬子	"
幹事	田原市都市建設部 建設課長	村上 知成	"
幹事	田原市都市建設部 維持管理課長	小谷 生典	"
幹事	田原市教育委員会 学校教育課長	近藤 智彦	"
幹事	田原市消防本部 消防次長兼消防課長	浪崎 智彰	"

田原市交通安全対策会議事務局

役 職	職 名	氏 名	備考
	総務課 課長	鈴木 洋充	
	総務課 地域行政係 係長	柴田 典子	
	総務課 地域行政係 主事	田中 裕崇	

第11次田原市交通安全計画 令和3年12月策定

発行 田原市

編集 総務部総務課

〒441-3492

田原市田原町南番場30-1

TEL 0531-23-3504

FAX 0531-23-0180

田原市ホームページ URL <http://www.city.tahara.aichi.jp>

(第11次田原市交通安全計画は田原市ホームページで見ることができます。)